

監第369号の3  
平成21年6月24日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部長

主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いの改正について（依頼）  
このことについて、別添のとおり改正しましたので、貴会員への周知をお願いします。

熊本県土木部監理課建設業係  
担当：村上慎也  
電話：096-333-2485 (ダイヤル)  
FAX：096-381-5404

## 現場代理人の常駐義務緩和について

熊本県公共工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、下記の要件をすべて満たすものについては、他の工事の現場代理人との兼任を認めることとしましたので、お知らせします。

### 1 現場代理人の兼任を認める要件

現場代理人の兼任を認める要件については、下記のとおりとします。

- (1) 兼任できるのは3つの工事まで
- (2) 兼任する工事がすべて県発注工事
- (3) 兼任する工事現場がすべて同一管内（振興局等）
- (4) 請負金額の合計が税込み 2,500 万円未満

### 2 手続き

現場代理人を兼任する場合は、契約時に提出する「現場代理人・主任（監理）技術者通知書」の裏面に、兼任する他の工事名等を記入してください。（別紙参照）

### 3 その他

- (1) 上記要件を満たしていても、現場の施工管理上、発注者が兼任を認めない場合もありますので、ご注意ください。
- (2) 設計変更により、兼任する2つ以上の工事の請負金額の合計が、税込み 2,500 万円以上となった場合は、「現場代理人・主任（監理）技術者変更通知書」により現場代理人の変更手続きを行ってください。
- (3) 提出された「現場代理人・主任（監理）技術者（変更）通知書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行うことがあります。

### 4 適用日

平成21年7月1日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。

#### 問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業係

電話 096 - 333 - 2485(ダイヤルイン)

下記工事について、現場代理人を兼任する。

現場代理人氏名		連絡先	
兼任する工事 1	工 事 番 号		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額（税込み）		
	発注機関名		
	監督員氏名		
兼任する工事 2	工 事 番 号		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額（税込み）		
	発注機関名		
	監督員氏名		

- (注) 1 現場代理人を兼任する場合に記入すること。  
 2 現場代理人を兼任する2つ以上の工事の合計金額が設計変更により税込み2,500万円以上となった場合は、現場代理人・主任（監理）技術者変更通知書により変更手続きを行うこと。